

## 湯浅町告示第57号

湯浅町老朽危険空家除却補助金交付要綱を次のように定め、平成30年4月1日より適用する。

平成30年4月1日

湯浅町長 上山章善

### 湯浅町老朽危険空家除却補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、倒壊などのおそれがある空き家の除却を促進し、町民の安全・安心で良好な住環境の向上を図るため、老朽危険空家の除却を行うものに対し、予算の範囲内において湯浅町老朽危険空家除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、湯浅町補助金等交付規則（平成10年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「老朽危険空家」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) おおむね年間を通して建築物等の使用実績がなく、居住その他の使用がなされていないことが常態であり、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅（共同住宅を除く。）で、2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。
- (2) 和歌山県空家等対策推進協議会が作成した特定空家等の判断基準に基づく判定票における第1項各号のいずれかの評点の合計が100点以上であること。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 町内に存する老朽危険空家であること。
- (2) この告示に基づく補助金以外に除却に係る他の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないものであること。
- (3) 同一敷地内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けて老朽危険空家の除却を行っていないこと。
- (4) 個人が所有する住宅であること。
- (5) 所有権以外の権利が設定されていない住宅であること。ただし、所有権以外の権利者が当該住宅の除却について同意しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特に町長が必要と認めるものについては、補助対象住宅とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 補助対象住宅の所有者として登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税課税台帳）に登録されている者（法人及び団体を除く。）

イ アに規定する者の相続人

ウ ア又はイに規定する者から補助対象住宅の除却についての同意を得た者

エ その他町長が特に認める者

(2) 前号に該当する場合であつて、その本人及び、本人と同一世帯に属する者が、湯浅町の町税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。

(3) 湯浅町暴力団排除条例（平成23年条例第24号）第2条第1項に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象住宅が複数の者の共有である場合は、当該住宅の共有者全員から補助対象住宅の除却についての同意を得られない者は、補助対象者としな

（補助対象工事）

第5条 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

(1) 補助対象者が発注する補助対象住宅の除却工事であつて、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた者に請け負わせるもの。ただし、湯浅町暴力団排除条例（平成23年条例第24号）第2条第1項に規定する暴力団及び暴力団員等を除く。

(2) 補助対象住宅の敷地内に存する全ての工作物を除却すること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としな

(1) 補助金の交付を決定する前に着手した工事

(2) 他の制度等による助成金の交付を受けようとする工事

(3) 補助対象住宅の一部を除却する工事

(4) 補助対象住宅の建替えを目的とした工事

（補助対象経費及び補助金の交付額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費（家財道具、門、塀、機械、車両等の処分に係るもの及び地下埋設物（浄化槽等）の除却に係るものを除く。）とする。

2 補助金の交付額は、補助対象経費又は住宅地区改良事業等補助金交付要綱（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき、国土交通大臣が定める標準除却費のうちの除却工事費額のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で交付する。

3 補助金の限度額は80万円とする。

（老朽危険空家の認定）

第7条 老朽危険空家の認定を受けようとする者は、老朽危険空家認定申請書（様式第1号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、現地調査を行うものとする。

3 町長は、前項の規定による審査及び現地調査を行った結果、老朽危険空家と認定したときは、湯浅町老朽危険空家認定通知書（様式第2号）により、老朽危険空家と認定しなかつた

ときは、湯浅町老朽危険空家不認定通知書（様式第3号）により、それぞれ認定申請者に対し、通知するものとする。

- 4 町長は、第1項の規定による申請をした者が、認定を受けようとする建築物を故意に損壊させたと認めるときは、同項の認定をしないものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条の規定により老朽危険空家の認定を受けた者で補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、湯浅町老朽危険空家除却補助金交付申請（様式第4号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 補助対象住宅複数の者の共有に係るものである場合は、代表者を申請者とすることができる。

（補助金の交付決定及び不交付の決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請を審査し補助金を交付すべきと認めたときは、湯浅町老朽危険空家除却補助金交付決定通知書（様式第8号）により申請者に対して通知するものとする。

- 2 町長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

- 3 町長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、湯浅町老朽危険空家除却補助金不交付決定通知書（様式第9号）により申請者に対して通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第10条 町長は、補助金等の交付決定をする場合において、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 補助対象工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事である場合には、同法第10条第1項に規定する届出をすること。

- (2) 除却後の跡地については、周囲の環境に十分な配慮を行い適切な管理を行うこと。

- (3) その他町長が特に必要があると認める事項

（申請内容の変更）

第11条 補助金の交付を受けた場合において、当該補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、必要書類を添えて、湯浅町老朽危険空家除却補助金変更交付申請書（様式第10号）により申請するものとする。ただし、軽微な変更と認められるものについては、この限りではない。

- 2 前項に規定する変更の申請を受け、承認した場合は、湯浅町老朽危険空家除却補助金変更交付決定通知書（様式第11号）により、承認しなかった場合には、湯浅町老朽危険空家除却補助金変更不交付決定通知書（様式第12号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（中止の届出）

第12条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助対象工事を中止した場合には、速やかに町長に対し、湯浅町老朽危険空家除却補助金工事中止（廃止）届（様式第13号）により届け出るものとする。

（工事完了報告等）

第13条 補助対象工事が完了したときは、完了後速やかに湯浅町老朽危険住宅除却補助金工事完了報告書（様式第14号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 町長は、前条の規定により報告を受けた場合において、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、湯浅町老朽危険住宅除却補助金交付確定通知書（様式第 16 号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び支払)

第 15 条 前条の通知を受けた交付決定者が補助金の交付の請求をするときは、湯浅町老朽危険住宅除却補助金交付請求書（様式第 17 号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消等)

第 16 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は町長の指示に従わなかったとき。
- (4) その他町長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、湯浅町老朽危険空家除却補助金交付決定取消通知書（様式第 18 号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、湯浅町老朽危険空家除却補助金返還命令書（様式第 19 号）により行うものとする。

(報告の徴収及び実地調査)

第 18 条 町長は、必要と認めるときは、交付決定者又は補助対象工事を施工する事業者に対し、補助対象工事の進捗状況又はその成果について報告を求め、又は実地調査をすることができる。この場合において、町長は、補助対象工事が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定者に対し、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(跡地の管理)

第 19 条 補助金の交付を受けて補助対象住宅を除却した所有者等は、雑草の繁茂、廃棄物の投棄等が生じないように、跡地を適切に管理しなければならない。

(帳簿等の整備及び保管)

第 20 条 町長及び補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付に係る関係書類一式を補助対象工事が完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。